



# 人と動物の “より良い関係”を目指して

4月から「石川県動物の愛護及び管理に関する条例」が施行されます。これは、犬や猫の健康や安全を守るとともに、周辺の生活環境を保全するための制度です。

市でも、動物は家族の一員であるという考えのもと、人や生き物を大切にする社会づくりを進めています。動物愛護と適正な管理に、皆様のご協力をお願いします。

**問い合わせ** 環境推進課 ☎24・8067  
石川県薬事衛生課 ☎076・225・1443

## 飼い主が守るべきこと

- ① 最後まで飼う**  
習性を正しく理解し、動物が命を全うするまで、愛情と責任をもって面倒を見ましょう。
- ② 迷惑をかけない**  
動物の鳴き声や臭い、ふん尿などにより、周囲に迷惑をかけないように管理しましょう。
- ③ 増やしすぎない**  
むやみに多頭飼育したり、繁殖させたりしないように不妊去勢措置をしましょう。
- ④ 所有者を明示する**  
首輪や名札を装着し、飼い主を明らかにしましょう。マイクロチップの装着も有効です。
- ⑤ 逃がさない**  
動物を逃がさない対策をしましょう。逃げてしまったら小松警察署または南加賀保健福祉センターに問い合わせ、すぐに探しましょう。
- ⑥ 災害に備える**  
飼育用品の備蓄、持ち出し準備や、災害時の動物の安全確保に努めましょう。

## 犬 はつないで飼う

人や他の動物に危害を加えないようしっかりとしましょう。放し飼いは原則禁止されています。囲いの中で飼うか、リードなどつないで飼わなければいけません。

**⚠** 違反した場合、10万円以下の罰金が科される場合があります。



## 猫 は家の中で飼う

外は猫にとって危険がいっぱいです。近所に迷惑をかけるためにも屋内で飼いましょう。

**犬や猫を合わせて6匹以上飼う場合、届け出が必要になります。**

### 届出期限

対象となった日から30日以内  
(4月1日時点で届け出の対象の人は6月30日まで)

### 届出方法

届け出をしない場合や虚偽の届け出をした場合、5万円以下の過料が科されることがあります。  
南加賀保健福祉センターに届出書を提出

詳しくはこちら▶

